

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問28（情）第14号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成28年2月18日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成27年度の実施機関における内部処分（訓戒、注意等）及び非公表の懲戒処分の詳細な内容に関する文書の開示の請求をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、上記1の請求のうち、「平成27年度の実施機関における内部処分（訓戒、注意等）の詳細な内容に関する文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、条例第10条第2号及び同条第6号ニに該当する情報が含まれていることを理由に行政文書不開示決定（以下「本件変更前処分」という。）を行った。また、「平成27年度の実施機関における非公表の懲戒処分の詳細な内容に関する文書」の開示請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、それぞれ、平成28年3月3日付けで異議申立人に通知した。

その後、本件変更前処分を変更し、平成27年7月10日付け嚴重注意文書（営利企業等従事の許可に係るもの）（以下「本件対象文書1」という。）、平成27年12月22日付け嚴重注意文書（受賞の取消しに係るもの）（以下「本件対象文書2」という。）及び19件の嚴重注意文書又は訓告文書を特定して、条例第10条第2号に該当する情報が含まれていることを理由に行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、平成27年7月10日付け訓告文書を特定して行政文書開示決定を行い、それぞれ、平成29年1月18日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年4月24日、本件変更前処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件変更前処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむ

ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、条例第10条第2号及び同条第6号ニに該当するとして本件変更前処分を行ったが、不開示理由として想定している「具体的事例」について全て例示すべきである。

なお、実施機関が具体的事例に関して丁寧な説明をしない限り、異議申立人は、個別のかつ的確な反論が困難である。

- (2) 本件変更前処分に係る内部処分の「日付」及び「事実」すら開示しないのは不当である。また、本件変更前処分は全面的な不開示であるため「件数」すら明らかにされない。
- (3) 実施機関が公表した「平成27年12月22日付け記者発表資料・教職員の懲戒処分等について」では、2件の懲戒処分に付随して県立学校長の嚴重注意、総括事務長の訓告も併せて公表されている。また、報告書「教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために—（体罰等根絶）平成25年1月 広島県教育委員会」でも、体罰に係る行政措置件数（平成19年度以降）として、訓告及び嚴重注意の件数も記載されている。

いずれも実施機関のホームページ上においても掲載されており、本件変更前処分との整合性について合理的な説明を求める。

- (4) 異議申立人は、広島県知事及び広島県警察本部長へも条例に基づく開示請求を行ったところ、両実施機関は内部処分に関する文書を部分開示している。また、共同通信社が鳥取県教育委員会へ、2013年度の内部処分を情報公開請求して、文書が開示されている（平成26年8月31日 中国新聞「体罰教職員 訓告だけ 鳥取県教委が10人」）。
- (5) よって、実施機関は本件変更前処分を取り消した上、部分開示できる余地について再度検討すべきである。
- (6) 本件処分のうち、2件の事案の部分開示について不服がある。
- (7) 本件対象文書1について、「〇〇に出演」という不開示部分があるが、黒塗りの長短等を考慮すると、その部分には、被措置者が出演した媒体名称（例：テレビ）が記載されていると推測できるが、この部分を開示しても一般人が個人を特定することは困難であると考えるので、開示すべきである。
- (8) 本件対象文書2について、実施機関は、理由説明書において「各被措置者の非違行為のおおよその内容を開示している」と主張しているが、本件対象文書2は不開示部分が多いため、行政措置の直接の原因となった教諭の具体的な非違行為について、的確な理解が困難である。
よって、本件処分で開示された他の行政文書同様、少なくとも行政措置に至った具体的な非違行為については、明確にされるべきである。
また、特定され得る固有の名称、応募の時期等の部分は不開示が望ましいと考えるが、異議申立人は、具体的な非違行為等の不開示部分については、開示できる余地があると考えているので、審査会の判断を求めたい。
- (9) 被措置者の所属名の一部、氏名及び体罰を受けた者の情報に関する不開示については、実施機関と異議申立人の考えは一致している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 事案の概要

実施機関は、本件請求に対し本件変更前処分を行ったところ、異議申立人は、本件異議申立てを行った。

実施機関は、本件異議申立てを踏まえ、検討し直したところ、本件異議申立ての一部には理由があると認められたことから、本件変更前処分を本件処分及び行政文書開示決定に変更したものである。

(2) 本件処分を行った理由

ア 本件処分によって部分開示した行政文書（以下「本件対象文書」という。）には、嚴重注意又は訓告の対象となった職員の所属名の一部、氏名のほか、例えば体罰を受けた者の情報等が含まれているところ、これらの情報は、条例第10条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当するため、不開示とした。

イ 本件対象文書は、懲戒処分に至らない行政措置（嚴重注意及び訓告）に係る文書であるところ、行政措置は、服務監督権者が懲戒処分にまでは至らない非違行為をした職員に対し矯正措置として注意を喚起し職務履行の改善向上を図るものであり、実施機関内部における職員への指導にとどまるものである。そうしたことから、実施機関は、原則として行政措置についての情報を公表することとはしていない。

この例外として、管理監督者に対する行政措置（部下職員が懲戒処分を受けた場合に、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員に対するもの）等については、これを公表することとしているが、公表する場合であっても、あくまで行政措置をした事実に限るものであって、被措置者である職員の氏名等は公表していない。

ウ このようなところ、本件処分においては、各被措置者の非違行為のおおよその内容を開示しており、被措置者の所属名の一部、氏名等を開示すれば被措置者が特定される。

また、体罰を受けた者の情報等は、開示したとしても特定の個人を識別することができるまでの情報には至らない。しかし、開示部分その他の情報とあいまって、被措置者が行政措置を受けた事実やその前提となる非違行為の内容といった他人に知られたくない機微な情報を他人に知られることになり、当該被措置者の権利利益が害されるおそれがある。

エ 以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法又は不当な点はなく、本件異議申立てには理由がない。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、本件変更前処分に対して行われているが、実施機関は、本件異議申立て後に本件変更前処分を変更し、本件処分と行政文書開示決定を行い、当審査会へは、本件対象文書を対象として諮問を行っている。

また、異議申立人も、意見書において、本件処分を前提とした不服を主張していることから、当審査会は、本件処分の不開示情報該当性について判断することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、21件の行政措置に関する文書(被措置者に対して交付されるもの)であり、当審査会で見分したところ、次のような構成で記載されていた。

- (1) 行政措置の名称(嚴重注意又は訓告)
- (2) 被措置者の所属
- (3) 被措置者の職名
- (4) 被措置者の氏名及び氏名の振り仮名
- (5) 被措置者が行った行政措置の対象となる非違行為の概要
- (6) (5) が違反する法令の条項等
- (7) 結論(「嚴重に注意する。」等)
- (8) 行政措置が行われた日付
- (9) 任命権者(広島県教育委員会教育長 下崎邦明)

上記の項目のうち、実施機関が不開示としたのは、(2)の一部(「広島県立」を除く部分)、(4)及び(5)の一部であり、いずれも、条例第10条第2号に該当する情報が含まれていることを理由としている。

異議申立人は、本件対象文書の一部である本件対象文書1及び本件対象文書2の不開示部分のうち、上記(5)の一部について開示を求めているので、以下、これらの不開示情報該当性について検討する。

3 本件対象文書1について

本件対象文書1は、営利企業等の従事制限を定めた地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた同法第32条並びに信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する行為であることを理由に行われた嚴重注意に係るものである。本件対象文書1に記載されている非違行為の概要は、県立学校教諭が3回にわたって任命権者の許可を得ることなく、出演料計9万円を受け取ったというものであり、出演した対象(以下「本件不開示情報1」という。)及び出演した時期が不開示となっている。

異議申立人は、上記第3の2の(7)のとおり、本件不開示情報1の開示を求めているため、当審査会において本件不開示情報1を見分したところ、本件不開示情報1に出演することは特定の個人的な技能を有する者のみが可能なものであり、既に開示されている情報や、広島県内の本件不開示情報1の現状を勘案すると、本件不開示情

報1は、特定の個人が識別され得る情報であり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当すると認められる。

なお、条例第10条第2号では、同号本文に該当する個人情報であっても、同号ただし書のいずれかに該当する情報であるときには、例外的に開示しなければならない旨規定しているので、同号ただし書該当性について検討すると、実施機関によれば、上記第4の(2)のイのとおり、本件対象文書1の内容である行政措置については公表することとはなっていないということであるので、本件不開示情報1は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、同号ただし書イには該当しないものと認められる。

また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件不開示情報1により特定される被措置者は公務員ではあるが、本件対象文書1に記載されている非違行為は当該被措置者の職務の遂行に係る情報ではないので、職務遂行情報には当たらず、同号ただし書ハにも該当しないものと認められる。

よって、本件不開示情報1は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないので、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

4 本件対象文書2について

本件対象文書2は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する行為であることを理由に行われた嚴重注意に係るものである。本件対象文書2に記載されている非違行為の概要は、県立学校教諭が作品3枚を賞に応募し、うち1枚が受賞したが、後日、当該受賞が取り消され、主催者によって受賞の取消しとお詫びが掲載され、主催者等からの学校に対する信用を失墜させる等の社会的影響を引き起こしたというものであり、賞に応募した時期、応募した賞に関する事項、応募作品の作成方法、受賞及び受賞の取消しに関する情報並びに被措置者が実施した行為の結果もたらされた影響（以下「本件不開示情報2」という。）が不開示とされている。

異議申立人は、上記第3の2の(8)のとおり、本件不開示情報2の開示を求めているため、当審査会において本件不開示情報2を見分し、調査したところ、不開示とされた受賞及び受賞の取消しに関する情報には、被措置者以外の特定の個人が識別され得る情報が含まれており、また、その他の情報は、いずれも当該者を特定することができることを確認した。

よって、本件不開示情報2は、特定の個人が識別され得る情報であり、条例第10条第2号本文に該当する不開示情報であると認められる。

なお、条例第10条第2号ただし書イについては、本件対象文書1と同様、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、同号ただし書イには該当しないものと認められる。

また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件不開示情報2により特定され得る個人は、公務員以外の者も含まれることから、同号ただし書ハにも該当しないものと認められる。

以上のことから、本件不開示情報2は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないので、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 1. 27	・ 諮問を受けた。
29. 1. 31	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
29. 2. 21	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
29. 2. 24	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
29. 3. 15	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 7. 14 (平成 29 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 9 (平成 29 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授